

東京都教育委員会 会計年度任用職員（不登校対応支援員）の勤務条件

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、任用期間終了の翌日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	教育庁指導部指導企画課 （新宿区西新宿 2－8－1 東京都庁第二本庁舎 15 階南側）
職務内容	○不登校対応に係る諸事業に関する業務 ・研修申込地区、各学校、教育支援センターへの訪問・指導 ・各計画書・報告書收受等事務作業補助 ・協議会運営補助 等 ○不登校担当から指示のあった業務
求められる資格・能力	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ(3)から(5)までの全てを満たすこと。 (1) 不登校対応に関する知識及び豊かな経験を有し、教員経験又はそれに準ずる経験があること。 (2) 学校管理職を経験していること、又はそれに準ずる経験があること。 (3) 心身ともに健康で、前向きに取り組む意欲を有すること。 (4) 文書作成ソフト（Word）及び表計算ソフト（Excel）を使用して、業務に必要な文書・資料などの作成をすることができること。 (5) パソコンを使った電子メールの操作や、インターネットによる情報検索等、インターネット環境における基本的なパソコン操作ができること。
勤務日数	月当たり 16 日
勤務時間	1 日 7 時間 45 分 所定勤務時間を超える勤務の有無：無
休憩時間	休憩時間は 1 時間とし、開始時間を①11 時 30 分から②正午から③12 時 30 分からのいずれかとする。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額 196,500 円（予定） ※ 職員給与に準じて金額が改定される場合あり ※ 通勤手当相当分を別途支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を別途支給